

身延町オフィシャルマスコットキャラクター制作業務仕様書

1. 業務名称

身延町オフィシャルマスコットキャラクター制作業務委託

2. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の業務、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

3. 業務目的

当該プロポーザルは、身延町の「目印」となるオフィシャルマスコットキャラクター（以下、「キャラクター」という。）を制作し活用することにより、多くの人の興味を引き付け、情報を発信・誘導する際の広告塔・ランドマークとすることを目的とする。

また、まちを元気にできる人財の育成の成果として提案された、豊かで独創的な子どもたちの発想をまちづくりに活かすことを目的とする。

4. 業務内容

キャラクター制作等に関して町の特性を踏まえて、以下の事項について調査、分析、検討、資料作成等を実施し、業務を行うこと。

(1) 共通事項

- ① 身延町のブランディングに寄与し、世代を超えて多くの人に愛され親しまれるものであること。
- ② 町民に支持されるものであること。
- ③ 身延町の目印、象徴となるものであること。
- ④ 本業務がスムーズに遂行できるように、委託者等と連絡を密とすること。

(2) キャラクターデザイン募集運営・応募作品管理業務

以下の業務を実施する。

- ① キャラクターのデザインは、広く一般から募集すること。
- ② 募集は、応募フォーム機能を有した特設サイトで行うこと。
- ③ ただし、紙媒体等での応募も可能とする。
- ④ 応募要項を作成すること。
- ⑤ 応募作品の選考が容易に行える等管理を行うこと。

(3) 特設サイト制作（ホームページの構築と納品）

以下のことに留意し、制作する。

- ① 使い方、把握しやすさ等、総合的な使いやすさを考えた利用者の利便性を重視した、利用者視点に基づいたデザインとし、すべての人が使いやすいサイトを構築すること。
- ② 応募フォームの機能を有すること。
- ③ 作品投票の機能を有すること。
- ④ 身延町の魅力・特色を広く発信・PRするツールとすること。
- ⑤ 特設サイトのデザインは、チラシやポスター等に転用できるようにすること。
- ⑥ 制作過程において周知すべき事項が生じた場合は適宜掲載すること。
- ⑦ その他制作するうえで、細かな部分については、委託者と協議するものとする。

(4) 本事業に関する広報宣伝（PR）

以下の業務を実施する。

- ① 特設サイトによりキャラクターデザインの募集および身延町のPRをすること。
- ② テレビスポットCM制作、放映を実施する。
15秒CM 35本～45本
- ③ 公募情報検索サイト「公募ガイドONLINE」へ情報を掲載する。
掲載プラン：B2バナー（TOPページ、カテゴリTOP） 4週間（28日）掲載
- ④ コンテスト情報サイト「登竜門」へ情報を掲載する。
掲載プラン：新着情報 2週間掲載
- ⑤ 上記②～④については、同等以上の宣伝効果が見込まれるものは可とする。
- ⑥ 上記以外にも各種メディアや広告等を活用した効果的な広報宣伝に寄与すると思われるプロモーション活動の提案・実施を行うこと。

(5) キャラクターデザイン制作

以下の業務を実施する。

- ① 第2次選考後の作品のブラッシュアップをすること。
- ② 採用作品のフィニッシュデータ化（2次元）
- ③ 採用作品の着ぐるみ制作に係るフィニッシュデータ化（3次元）

(6) キャラクターデザインの知的財産権管理等に関する業務

以下の業務を実施する。

- ① キャラクターデザイン採用者の著作権譲渡に関すること。
- ② キャラクターデザイン採用者の著作者人格権の行使に関すること
- ③ キャラクターデザイン公募の際の権原保証に関すること。
- ④ キャラクターデザインの選考における先行商標調査・類似調査に関すること。
- ⑤ 上記①～④以外の知的財産権管理等に類するもの。

(7) キャラクターの着ぐるみ制作業務

以下の業務を実施する。

- ・形状は採用作品のデザインを尊重する。
- ・若干のデフォルメが必要となった場合は、委託者と協議すること。
- ・構造は一体型を基本とするが、キャラクターデザイン決定後、2頭身、2.5頭身、3頭身等となる場合がある。
- ・移動やダンス等を容易に行うため、内径が広い構造とする。
- ・演技者の体は外部から見えないようにすること。
- ・視界を出来るだけ広く、足下を見えやすくして、演技者と周囲の安全に配慮すること。
- ・外部から覗き窓や本体下部等を覗かれた場合であっても、内部の構造や演技者が見えないようにすること。
- ・手は物が掴めるつくりであること。
- ・足底は屋内、屋外どちらでも対応できるつくりにする。
- ・暑さ対策として着ぐるみデザインに支障がなく、目立たない箇所に空気穴を設ける。また、電池式換気ファンを取り付け、着ぐるみ内部で風量調節が可能な暑さ対策を図る。
- ・身長155cm～180cm程度の演技者が着用してもイメージを損なわないこと。
- ・身長による調整を図るため、着ぐるみ内部に調整ベルトを付ける。
- ・素材は発泡ポリエチレンフォーム、12mm～15mmの板材で芯材を成型することで検

討を図り、これより推奨する素材のある場合は別途企画政策課と協議すること。

- ・生地はボア生地貼りとし、ベーシックデザインの近似色を使用する。
- ・生地、近似色の最終確認は、生地見本にて企画政策課が行う。
- ・生地を貼る前に芯材着ぐるみ画像を電子データで送付する。
- ・着ぐるみのバランスを確認し修正があった場合は、芯材を修正加工のうえ再度画像を送信する。
- ・芯材画像にて芯材工程の完了を確認のうえ、次の工程に入る。
- ・芯材完成時に現物確認を行うと申し出た場合は、受入れをすること。
- ・着ぐるみ発送時には布製巾着袋等保管袋で生地の保護を十分行う。また、着ぐるみ着用方法や保守点検等の運用マニュアル（メンテナンス及び取扱説明書）を作成し、同時に添付する。
- ・その他制作するうえで、細かな部分については、町担当者と協議するものとする。

(8) キャラクターデザインおよび着ぐるみ制作以降の運用方針の作成等に関する提案・助言

(9) 町で主催するキャラクター制作に関しての各種組織及び開催される会議等での助言・提案・支援

- ① 身延町オフィシャルマスコットキャラクターデザイン選考委員会（以下、「委員会」という。）への参画、専門的な助言、アイデアを提案し、組織運営の支援を行う（年数回開催予定）。
- ② 委員会は、町役場関係職員や町民、民間の観光関連事業者等で構成するものとする。
- ③ キャラクターの活用に関する調査研究等を行うプロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）への参画、専門的な助言、アイデアを提案し、組織運営の支援を行う（年数回開催予定）。
- ④ プロジェクトチームは、町職員で構成するものとする。
- ⑤ 委員会・プロジェクトチームに参加する経費は、受託者が負担すること。
- ⑥ 委員会・プロジェクトチームの開催について、技術的な側面から検討し、的確に提案・助言を行うこと。
- ⑦ 委員会・プロジェクトチームへの出席は、最低1名の技術担当者が出席し、委員から意見を求められた場合は平易な用語で説明すること。また選考の際には必ずデザイナーが出席すること。
- ⑧ 効果的な委員会・プロジェクトチームを開催するため、会議資料の作成、配布資料の事前確認、審査委員会の開催方法、進行方法について町担当者等と協議すること。
- ⑨ なお、会議資料の作成・配布資料等は町が作成・配布する。ただし、会議において必要であると思われる資料等については、事前に町担当者と協議の上、受託者が作成し、会議に提出できるものとする。

(10) 配布用記念品（ノベルティ）の制作業務

以下の業務を実施する。

- ① イベント等での配布を目的に、PRや誘客に効果的なノベルティを制作すること。
- ② 制作数は1,000個とする。
- ③ サイズや分野は特に指定しないが、手渡しが可能なものとする。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで

6. 成果品の提出

- (1) キャラクターデザインの原画 1式
製本 1部
電子データ (Adobe Illustrator形式 (バージョンCSXX))
 - ① 再編集可能なデータ
Illustrator、Photoshop、XD で編集可能なデータとする
 - ② アウトライン化済みのデータ
 - ③ JPEG及びPNGデータ
- (2) 参考資料、データ等を記録した電子データ 1式
- (3) 委員会及びプロジェクトチーム会議録 1部 紙及び電子データ
- (4) 広報実施結果報告書 1部 紙及び電子データ
- (5) キャラクター着ぐるみ 2体
- (6) キャラクター着ぐるみ詳細設計図 1部 紙及び電子データ
- (7) 運用マニュアル (メンテナンス及び取扱説明書) 1部 紙及び電子データ
- (8) ノベルティ 1, 000個
- (9) 本業務におけるホームページ (特設サイト) の構築

7. その他

- (1) 業務打合せ
受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について委託者と連絡を密にすること。
- (2) 業務資料の貸与
委託者は、委託者が保有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- (3) 成果品の管理と権利の帰属
本業務により作成された成果品に関する所有権、著作権 (著作権法第27条及び第28条の権利を含む)、その他の権利は全て委託者に属するものとする。また、成果物に含まれる受託者又は第三者の著作物は、委託者のパンフレット、ポスター及び宣伝活動へも利用できるものとする。受託者は委託者の承諾なく本業務により作成された成果品を公表、貸与、使用してはならない。